

福祉・介護職員等処遇改善加算等に係る実績報告について
(令和6年度実績分)

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

令和6年度に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算を算定された事業者は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。

つきましては、下記に御留意の上、必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出先（別添提出窓口一覧参照）

事業所所在地を所管する保健所

（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口へ提出してください。）

※複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ（外部リンク）](#)を御確認願います。

2 提出書類

- ・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式3-1、3-2、3-3）

※押印は不要です。

- ・提出書類の様式は、[京都府ホームページ（外部リンク）](#)からダウンロードしてください。

3 提出期限等

（1）提出期限

令和7年7月31日（木）消印有効

※ 令和6年度中に事業所を廃止又は休止した場合を除き、福祉・介護職員等処遇改善計画書における賃金改善実施期間にかかわらず、令和6年度分として上記期限での提出が必要です。

（2）提出方法

提出窓口への持参又は郵送

※ 本報告書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

4 相談窓口

京都府では令和7年度においても株式会社エイデル研究所による相談窓口を開設しておりますので、是非御活用ください。

株式会社エイデル研究所

【連絡先】075-253-0201

【電話受付時間】平日10時30分から16時30分